

市民活動団体各位

日進市にぎわい交流館 調理室利用の決まり

平成 29 年 2 月 1 日  
日進市にぎわい交流館

(目的)

調理室は、次の目的のために利用することができます。

- 1) 飲食の提供を通じて、市民の出会いと交流の場を創出すること。
- 2) 飲食の提供を通じて、市民活動団体の事業を行うこと。

(形態)

調理室の利用形態は、次に掲げるとおりです。

- 1) 定期利用(ワンデイシェフ) 曜日等を定めて定期的に利用すること。
- 2) 不定期利用 定期利用がないときに利用すること。

(要件)

調理室を利用できる者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- 1) 日進市にぎわい交流館に市民活動団体として登録しているコミュニティであること。
- 2) 調理室内に入室する全員が腸内検査(費用は各団体負担)を受け、陰性であること。
- 3) 定期利用については、次の要件を満たすこと。

①ワンデイシェフ運営に関して、にぎわい交流館および、他のワンデイシェフ団体と協働できること。特に、次の事業に参加すること。

- ア 調理室会議(月1回)
- イ 調理室大掃除(年2回)
- ウ 食品衛生講習会(不定期)
- エ その他調理室会議で必要と認められた事業
- オ 腸内検査の実施(年2回 結果提出)

②団体内に衛生管理者資格取得者(取得予定も可)がいること。

(利用可能期間)

調理室を利用できる期間は、にぎわい交流館開館日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

(利用料金)

利用料金は、1日あたり 830 円とします。

(定期利用の募集・申請)

にぎわい交流館は、2年ごとに定期利用者を募集します。また、定期利用者が許可期間の途中で利用を中止する場合、にぎわい交流館はその残存期間について新たな利用者を募集します。募集要項や審査基準は別に定めます。

(不定期利用の募集・申請)

にぎわい交流館は、定期利用がない期間について、不定期利用者を募集します。募集期間は定めません。審査基準は定期利用のものに準じます。

(利用許可)

にぎわい交流館は、利用希望者からの申請に基づき、必要な審査を行い、調理室の利用者としての資格を認めます。

利用者は月ごとの初回利用時に利用許可申請書を提出し、利用料金を支払ってください。利用の決まりを守らず、にぎわい交流館からの注意にも応じて頂けない場合には、許可を取り消すことがあります。

(利用上の注意)

- (1) 調理室の定員は7名とする。
- (2) 利用日当日に調理室内で、衛生管理（食材・調理法・身だしなみ）に細心の注意を払って、調理すること。
- (3) 接客・配膳・下膳・客席の消毒は各団体のスタッフで行うこと。
- (4) 1日の営業終了時には、厨房の清掃、調理器具・食器の片付け等を済ませ、入室時の状態に戻すこと。
- (5) 生ごみや残材料等はすべて各団体で持ち帰ること。
- (6) 売上については各団体の収入とする。
- (7) 定期利用（ワンデイシェフ）については年末年始・お盆期間等、休業日を協議の上、決定し、館内利用者に事前に告知すること。
- (8) 調理室内調理設備・器具・食器等、破損した際には報告すること。
- (9) マスクの着用、頻繁な手洗い、調理室内の密閉・密集・密接の回避など、感染症対策を徹底すること。

この決まりは、平成29年2月1日から適用します。

令和2年3月12日 改定

令和4年3月11日 改定